2　前項に規定する者がこの政令の施行の際現に営んでいる同項に規定する営業につき広告又は宣伝をする場合については、平成二十三年一月三十一日までの間は、法第二十七条の二の規定は、適用しない。

3　第一項に規定する者がこの政令の施行の際現に営んでいる同項に規定する営業（当該営業に係る営業所が法第二十八条第一項の規定又は同条第二項の規定に基づく条例の規定により当該営業を営んではならないこととされる区域又は地域にあるものに限る。次項において同じ。）については、平成二十三年一月三十一日までの間は、同条第一項の規定及び同条第二項の規定に基づく条例の規定は、適用しない。

4　前項に定めるもののほか、第一項に規定する者がこの政令の施行の際現に営んでいる同項に規定する営業については、その者が平成二十三年一月三十一日までの間に当該営業について法第二十七条第一項の届出書を提出したときは、同条第四項ただし書及び法第二十八条第一項の規定並びに同条第二項の規定に基づく条例の規定は、適用しない。

5　前二項の規定により法第二十八条第一項の規定又は同条第二項の規定に基づく条例の規定を適用しないこととされる営業を営む者が当該営業の営業所の外周又は内部に同条第五項第一号に規定する広告物を表示する場合及び当該営業所の内部において同項第二号に規定するビラ等を頒布する場合については、同項の規定は、適用しない。

（条例の規定の効力）

第三条　地方公共団体の条例の規定であって、この政令による改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第五条に規定する営業に該当する営業を営む者又はその代理人、使用人その他の従業者が当該営業に関し行った行為を処罰する旨を定めているものの当該行為に係る部分については、この政令の施行と同時に、その効力を失うものとする。この場合において、当該地方公共団体が条例で別段の定めをしないときは、その失効前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

規　則

○国家公安委員会規則第四号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十二年政令第百六十八号）の施行に伴い、並びに風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第四十八条及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号）第三条第一項第二号ニの規定に基づき、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十二年七月九日

国家公安委員会委員長　中井　洽

内閣総理大臣　菅　**直**人

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第五条の次に次の一条を加える。

（国家公安委員会規則で定める状態）

第五条の二　令第三条第一項第二号ニの国家公安委員会規則で定める状態は、カーテンその他の見通しを遮ることができる物が、当該物を用いることにより、フロント、玄関帳場その他これらに類する設備において客が従業者と面接しないでその利用する個室のかぎの交付を受けることとその他の手続をすることができることとなる位置に取り付けられている状態とする。

第八条の表中「第三条第二項第三号に規定する」を「第三条第三項第一号ハに掲げる」に改める。

第三十七条第一号中「（営業者の使用人その他の従業者をいう。以下同じ。）」を削る。

別記様式第十八号の備考6中「場所について」の次に「、同項第6号の営業のうち面会の申込みを取り次ぐものにあっては異性が姿態を見せる場所及び異性の姿態又はその画像を見る場所について、同号の営業のうち面会する機会を提供するものにあっては面会する場所について」を加え、同様式の備考7(3)中「食堂」を「施設の概要（食堂」に改め、「床面積」の次に「を含む。）」を加え、同様式の備考7に次のように加える。

(4)　法第2条第6項第6号の営業のうち面会の申込みを取り次ぐものにあっては異性が姿態を見せる場所及び異性の姿態又はその画像を見る場所の、同号の営業のうち面会する機会を提供するものにあっては面会する場所の構造及び設備の概要等

別記様式第二十一号の備考3(3)中「宿泊料金」を「宿泊の料金」に改め、同様式の備考3に次のように加える。

(5)　法第2条第6項第6号の営業にあっては、異性を紹介する方法（面会の申込みを取り次ぐか又は面会する機会を提供するかの別（面会の申込みを取り次ぐ場合にあっては、異性の姿態又はその画像のいずれを見せるかの別を含む。））等

附　則

この規則は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（平成二十三年一月一日）から施行する。

告　示

○金融庁告示第七十七号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第四十二条第二項及び第四十二条の二第二項の規定に基づき、本庁監理金融商品取引業者等を指定する件（平成十九年金融庁告示第九十号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十二年七月九日

金融庁長官　三國谷勝範

第一条中第三十九号を削り、第四十号を第三十九号とし、第四十一号から第百号までを一号ずつ繰り上げる。

○参議院比例代表選出議員選挙選挙長告示第三号

平成二十二年七月十一日執行の参議院比例代表選出議員の選挙において、参議院名簿届出政党等から公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の三第二項において準用する第八十六条の二第七項及び第八項の規定に基づき名簿登載者につき当該名簿届出政党等に所属する者でなくなった旨の届出がなされ、同法第八十六条の三第二項において準用する第八十六条の二第七項の規定により名簿における当該名簿登載者に係る記載を抹消したので、同法第八十六条の三第二項において準用する第八十六条の二第十三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年七月九日

参議院比例代表選出議員選挙選挙長　伊藤　忠治

届出番号	参議院名簿届出政党等の名称	名簿における記載を抹消された者の氏名
8	たちあがれ日本	足高　慶宣

○公害等調整委員会告示第一号

亀山市西部森林地域及び関宿周辺地域関係鉱区禁止地域指定

鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和二十五年法律第二百九十二号）第二十三条第一項の規定により鉱区禁止地域を指定したので、同条第四項の規定により、次のとおり公示する。

平成二十二年七月九日

公害等調整委員会委員長　大内　捷司

一　指定番号　指定第二四三号

二　指定請求公示の年月日　平成二〇年五月二日（公害等調整委員会公示第一号）

三　請求者名　三重県知事